

奈良県告示第二百七十八号

次のとおり地方卸売市場の業務の全部が廃止されたため、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第八条第一項の規定により、当該地方卸売市場に係る同法第十三条第一項の認定は、その効力を失った。

令和五年十二月十五日

奈良県知事 山下 真

一 開設者の名称及び住所

名称 地方卸売市場山仙青果株式会社

住所 大和高田市大字西坊城一六八番地

二 地方卸売市場の名称

地方卸売市場山仙青果株式会社

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

位置 大和高田市大字西坊城一六八番地

取扱品目 青果物及びその加工品

四 廃止年月日

令和五年十二月八日